

○財務省告示第二百八十号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十一年七月十五日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年八月二十八日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債 （十年） 動・物価連債	第二回	三億円	九十四円四十二銭
〃	〃	五億円	九十五円一銭
〃	第三回	四億円	八十九円六十四銭
〃	〃	五十億円	九十円二十五銭
〃	第四回	五億円	八十八円二十銭
〃	〃	五億円	八十八円四十銭
〃	〃	五億円	八十八円六十銭
〃	〃	五億円	八十八円八十銭
〃	第五回	二億円	八十九円六十銭
〃	〃	二億円	八十九円七十二銭
〃	〃	五十億円	八十九円七十四銭

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第八回	〃	第七回	〃	第六回	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一億円	五億円	五億円	二億円	六億円	五億円	十億円	五十億円	八十億円	百五億円	五億円	四十億円	二億円	四十五億円	五十億円	七億円	四十一億円
八十九円	八十九円三十四銭	八十九円二十四銭	九十円	八十九円十銭	九十円七十銭	九十円六十五銭	九十円五十銭	九十円四十五銭	九十円三十七銭	九十円三十四銭	九十円二十銭	九十円十四銭	九十円四銭	九十円	八十九円九十四銭	八十九円七十五銭

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	第九回	〃	〃
五億円	五億円	五億円	五億円	一億円	二億円	五十五億円	一億円	五億円	五億円	十五億円	二億円	三十億円	五十五億円	二億円	一億円	一億円
九十円二十銭	九十円十五銭	九十円十銭	九十円五銭	九十円四銭	九十円三銭	九十円	八十九円九十九銭	八十九円九十五銭	八十九円九十銭	八十九円八十五銭	八十九円八十一銭	八十九円八十銭	八十九円七十五銭	八十九円六十八銭	八十九円八十銭	八十九円四十銭

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第十五回	第十四回	〃	〃	第十二回	〃	第十一回	〃	〃	〃	〃	第十回	〃	〃	〃	〃	〃
十三億円	十一億円	五十億円	十億円	三十八億円	二億円	三十五億円	十七億円	五億円	二億円	五億円	三十五億円	五億円	五億円	六億円	二十二億円	十億円
九十円二十六銭	八十九円十一銭	八十九円三十一銭	八十九円六銭	八十八円六十一銭	九十円三十一銭	九十円	九十円三十五銭	九十円三十銭	八十九円九十二銭	八十九円四十銭	八十九円三十九銭	九十円七十銭	九十円四十銭	九十円三十九銭	九十円二十九銭	九十円二十五銭

合 計	〃
	第十六回
一千 百 三 億 円	四 十 二 億 円
	八 十 八 円 九 十 八 銭